

平成24年度 事務事業評価シート

※平成23年度に実施した事業を評価しています

事務事業名称	特定保健指導					継続						
コード	38	-	23	-	02	-	00	予算事業名	特定健康診査事業			
担当部署	保健医療部	国民健康保険課	管理賦課担当	予算事業コード	会計	20	款	08	項	01	目	01

1. 事業の位置付けと関連計画等

第三次川越市総合計画後期基本計画における位置付け 位置付けなしの場合 法令による実施義務

基本目標(章)	ともに助け合い、一人ひとりが健康でいきいきと安心して暮らせるまち	根拠となる法令、条例等	高齢者の医療の確保に関する法律第20条
方向性(節)	だれもが幸せに地域で暮らせるまちづくり	個別計画等の名称	川越市国民健康保険特定健康診査等実施計画
施策	社会保障の推進		
細施策	国民健康保険制度の健全な運営		

2. 事業の目的と概要

事業の目的 (誰・何を対象に、何のために実施するのか)	特定健康診査によりメタボリックシンドロームの危険因子を有するとして、保健指導を要すると判定された方に対し、その危険度に応じて生活習慣等の改善を促す特定保健指導を実施する。
事業の概要 (活動内容、実施手段・方法など)	特定保健指導の実施(業務委託)及び勧奨、啓発

3. 実施にかかるコストと実績

(単位:千円)

		20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度
予算額		23,825	24,228	35,189	16,448	13,639	
事業費	A	3,311	5,865	6,296	15,069	13,639	13,639
	B	3,700	5,180	5,180	5,180	5,180	5,180
総コスト(C=A+B)		7,011	11,045	11,476	20,249	18,819	18,819
正規職員(1年間の従事人数)		0.50人	0.70人	0.70人	0.70人	0.70人	0.70人
臨時職員(1年間の従事人数)							
国県支出金	D	134	3,304	1,610	1,982	4,152	4,152
その他特定財源	E						
市の財政負担(=C-D-E)		6,877	7,741	9,866	18,267	14,667	14,667

※24年度、25年度の事業費、人件費は見込額
※臨時職員の給与も、人件費に含みます。

4. 成果指標・活動指標による分析

成果	中心指標	単位	20年度	21年度	22年度	23年度	指標の定義
成果	初回面接数	人	101	297	336	255	特定保健指導に着手した(初回面接を実施した)人数
成果	実施率	%	1.2	2.6	8.2	6.3	法定報告の特定保健指導実施率
中心指標の考え方		本事業は、成果指標を中心に評価する。					
指標に基づく評価		特定保健指導の実施数、実施率ともに伸びているものの、特定健康診査等実施計画に定める目標値との乖離が大きいため引き続き勧奨、啓発に取り組み、実施率を向上させる必要がある。					

5. 事業の実施を通じた分析・評価

(1) 現在の課題と状況	効率性に課題
特定健康診査等実施計画に定める目標値との乖離が大きく、大幅な実施率の向上が必要である。より効果的、効率的な勧奨、啓発を行うほか、対象者への積極的なアプローチを行う必要がある。	
(2) 比較参考値(他市での類似事業の例など)	
特定保健指導の実施率の向上に当たっては、その実施及び勧奨について、戸別訪問を行うなどの地道な取り組みが必要である。本市においては、健康づくり支援課の協力のもと実施に当たっているが、実施率の高い保険者に比較して、人員が不足している。	
(3) 事業を廃止・縮小したときの影響	
高齢者の医療の確保に関する法律により保険者に義務付けられた事業で、医療費適正化の観点からも実施数、実施率において拡大を求められており、勧奨、啓発事業も含めて一層力を入れていく必要がある。	
(4) 所属長自己評価(今後の方向性)	拡充
特定保健指導は、医療費適正化、健康長寿社会の実現のための重要な施策であり、その実績等については国からの評価対象となっている。引き続き、実施率を向上させるため、勧奨等に努めるほか、実施方法の見直しなども行い、住民のニーズに合致した事業となるよう改善を進めていく。	